

静岡県立富士宮東高等学校定時制の課程 校則

(生徒心得より抜粋)

諸届

諸届は、次のとおりとする。

(1) 欠席・遅刻

本人または保護者が、直接学校へ連絡をする。遅刻の場合、登校後直ちに職員室へ行き、入退室カードに記入し、授業担当者に提出する。

(2) 早退

授業担当者、HR担任、養護教諭に早退の旨を申し出る。許可を得た場合、入退室カードに記入し早退する。

服装等

校内での服装は、他校の制服等を除き原則として自由とする。但し、体育館用シューズは学校指定のものとする。また校舎内ではサングラス、帽子、マフラー等は着用しない。

通学方法

通学方法は、次のいずれかとする。

(3)、(4)については許可制とし、(4)においては運転免許証を所有している者に限る。

通学許可証は、自転車の車体に貼付する。

(1) 徒歩

(公共交通機関を利用する場合も含む)

(2) 家族または勤務先の者による送迎

(3) 自転車

(防犯登録・安全点検・自転車保険加入)

(4) 原動機付自転車

(自賠責保険加入・任意保険加入)

禁止事項

次の行為を禁止する。

(1) 無断欠席・遅刻・早退、授業の無断欠課・遅刻・早退

(2) 授業の妨害行為や教師への反抗等

(3) 喫煙、喫煙具(たばこ、ライター等)

の所持、喫煙の同席、飲酒または飲酒の同席

(4) 不良交友、深夜徘徊、無断外泊及び入場が制限されている場所への入場

(5) 窃盗行為、恐喝、脅迫、暴力行為、わいせつ行為、器物の破損

(6) 禁止薬物の使用、所持、勧誘等

(7) とばく行為等

(8) 校内での金銭の貸借、無許可の物品販売および販売勧誘

(9) 交通法規やマナー等の違反、交通事故

(10) 車両の違法改造や通学に適さない車両での通学、基準値を超える排気音や騒音を排出する車両での通学

(11) 暴走族加入、暴走行為への参加や見学

(12) その他の問題行動